

令和5年度予算編成方針の概要

1. 財政の状況認識

本県においては、持続可能な財政構造への転換を図るため、これまで累次にわたる財政運営の指針に沿って、毎年度生じる財源不足に的確に対応した財政健全化の取組みを行い、収支均衡を図ることはもとより、県債残高の減少や財源対策用基金の取崩しの抑制を図るなど、計画的な財政運営に努めてきたところである。そのような中で、昨年11月に策定した「新たな財政運営指針」において、令和4年度から7年度までの4年間の財政需要と財源の見通しを推計したところ、何も対策を講じなければ、総額874億円、年平均218億円の財源不足が見込まれる結果となり、令和4年度当初予算は100億円を超える財源対策用基金の取崩しなど、各種の財源対策を講じ編成したところである。

現在、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策や原油・物価高騰対策をはじめ、少子高齢化の進行による社会保障関係経費の累増や老朽化した施設の修繕・更新などへの対応、防災・減災対策、人口減少対策や地域活性化の取組みといった、県政の諸課題が山積しており、また、金利上昇による公債費の増加懸念などの要素もあり歳出増が見込まれる中、実質的な一般財源総額は、特殊な要因を除きここ数年、約2,600億円前後で推移しており、本県財政の先行きは予断を許さない状況にある。

2. 財政運営の基本方針

先に記した財政の状況認識の下、財政健全化の取組みを進め、財政規律の確保に留意し、計画的で持続可能な財政運営を行うことと、山積する諸課題に着実に対応しつつ香川の将来を見通し、その発展を実現していくために各種施策の積極的な推進の両立が求められている。

このため、財政の持続可能性を確保するとともに、香川の発展を目指す新たな取組みなどにより、県内経済の着実な進展を図り、県民生活の豊かさをもたらし、それが税収増につながる、経済と財政の好循環を生み出し、香川の未来を次の世代につなげていく財政運営を基本とする。

こうした考え方の下、昨年11月に財政運営の基本方針として示した「新たな財政運営指針」については、今後、これまでの財政状況や財政健全化の取組みの内容の確認、既存の施策や事業の総点検を行ったうえで、新たな視点やより重点化が必要な課題への対応を含めた施策の再構築を行うため、令和5年度当初予算編成後に見直しを考えている。

一方で、財政の持続可能性を確保するため、令和5年度当初予算は、引き続き財源不足解消のための具体的対策や財政健全化に向けた取組みに沿って、必要な財源を確保して編成を行う。

3. 令和5年度当初予算編成の基本方針

(1) 基本的考え方

- ①喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策に万全を期す。
- ②本県の持つ潜在力をさらに高め、最大限に活かす取組みを推進し、県民生活と郷土の発展に取り組み、県民全てが生涯のあらゆる段階で活躍し、人生の豊かさと幸せを実感しながら安心して暮らすことができる地域社会を実現する「人生100年時代のフロンティア県」を目指し、以下の3つの柱を中心として施策を再構築し、重点的に取り組む。

I 「県民100万人計画」

子育て環境や教育環境、医療・介護・福祉サービス、防災・減災や防犯、交通事故対策などの充実により、安全・安心で住みたくなる香川を目指す取組み

II 「デジタル田園都市100計画」

デジタル技術も活用しながら起業の促進や成長産業の育成、企業誘致、農林水産業の振興、港湾・空港機能の強化や広域道路ネットワークの整備などにより、経済発展に向けた活力に満ち挑戦できる香川を目指す取組み

III 「にぎわい100計画」

観光や文化・芸術・スポーツの振興、美しく快適な都市空間の整備などにより、多くの人が行き交い、訪れたい香川を目指す取組み

- ③施策の再構築に当たっては、これまでの財政状況や財政健全化の取組みの内容、既存の施策や事業を総点検し、新たな視点や、より重点化が必要な課題への対応を検討し、今後の財政見通しを的確に把握したうえで、持続可能性を確保する取組みを行う。

(2) 財政の持続可能性を確保する主な取組み

財政の持続可能性を確保するため、今年度行政評価の結果を適切に反映させるとともに、「新たな財政運営指針」における財源不足解消のための具体的対策や財政健全化の取組みに沿った対策を講じる。

①歳入の確保の徹底

- ・ 県税や地方交付税の確保、外部資金の活用、県有未利用地等の売却、広告事業の活用、県税滞納金や税外未収金の回収など、あらゆる歳入確保策を講じることに加え、クラウドファンディングなど新たな資金調達手段の活用を検討する。
- ・ 産業の活性化などの施策に積極的に取り組むことにより、税源涵養に努める。

②事業の廃止・見直しの徹底と施策の再構築

- ・ 施策の再構築にあたり施策有効性の観点等からの事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドの強化については、全庁的な課題として強力に進める。
- ・ 新規重点事業に必要な財源を、政策目的を共にする既存事業等のスクラップ・アンド・ビルドの徹底により確保するなど、その財源は既存事業の廃止・縮小等により捻出する。
- ・ 新規事業については、必ず事業の終期又は見直し時期を設定する。その場合、原則として、3年以内とする。
- ・ 事業数、事業量の管理に努める。

(3) 予算要求枠

全庁的調整経費	重点推進事業費	・ 年間所要額	
	政策的経費A	・ 年間所要額	
	政策的経費B	・ 令和4年度当初予算額の一般財源の範囲内	
	普通建設事業費（公共） 国直轄事業負担金	・ 令和5年度の国の認証等見込額の範囲内	
	普通建設事業費（補助）		
	普通建設事業費（単独）	・ 令和4年度当初予算額と同額	
部局調整経費	経常的管理経費	・ 令和4年度当初予算額の一般財源の範囲内	相互に弾力的調整が可能
	一般歳出	・ 令和4年度当初予算額の一般財源の90%の範囲内	

(4) その他

国の予算編成や地方財政対策の動向等によっては、必要に応じ、上記シーリング率を含め、予算編成作業の弾力的対応を行う場合もあり得る。